

日本女流文学史

古代中世篇

序

日本文学史を扱い、もしくはまとめる上で種々の扱い方がある。全体として日本文学史を統一的に扱うのは本道であるが、その場合はどうしても概説になる。それでこれを詳しく扱う場合には種々の区分を試みることになる。時代的に分けて上代文学史、近世文学史のように分け、更にこれを細分してゆく。一方では形態の上から分けて短歌史、俳諧史、小説史のようにして扱うことも行われている、そのような場合に作家が男性であるか女性であるかによって分ける時、女流作家の流れをたどって女流文学史という組織ができるのではなからうか。もとより男性文学史というものは考えられない点から見て、女流作家が数に於て少ないとも言えるのである。

ともあれ、このような観点から日本の女流文学史を日本文学史の一分野として組織づけることができる。日本文学の上で女流作家の数は相当にあり、女流によって源氏物語や枕草子などのすぐれた作品が書かれており、和泉式部や永福門院や与謝野晶子のようなすぐれた作家や歌人も出ていることであるし、それらを史的に展望できる女流文学史というものができてもよいと考える。ただ組織づけて見ると日本文学史の上でかなり一方に偏したことになることがわかる。それは時代の上でも形態の上でも女流作家の活躍する時代や形態が限られてくるのである。時代から言うとな流作家が華やかに活躍するのは何と言っても中古即ち平安時代と近代とである。中古は女流作家がこの時代の文学を代表していることは仮名文が女流によって書かれたためもあるが、女流がその能力を充分に發揮できるような場におかれたことも原因している。近代においては封建制の時代と異なつて、女流がその社会的位置を与えられ、自由にその才能をのばすことができるようになってすぐれ

た女流作家が出てきたと言える。それでもまだ女流作家がその時代の文学を代表するまでには至らない。

つぎに文学形態の上で女流の活躍しているのは中古や近代では物語、日記随筆や小説の方で多くの作家が出ているが、各時代を通しては和歌の分野が最も多い。中世・近世では女流文学の中心をなすのは和歌に於てである。そうして中世の後期である室町期になると和歌でも女流歌人と言われるのが殆ど見当らない。これは注目される事実である。それにしても日本の女流文学史をまとめて見ることは文学史の研究の上で一の意義があると考えるのである。

このような考えのもとに私どもは書肆の勧めるままに日本女流文学史の組織をたて、諸家の執筆を請うた。幸にしてそれぞれ力作を寄せられた。私が古代・中世の案をたて、吉田精一氏が近世・近代の案をたて、更に相談してこのような組織となったのである。量も大きくなったので、古代・中世と近世・近代とをそれぞれ一冊とすることになった。ここに執筆して下さった諸家に厚く御礼を申上げる。

また図版は各項目ごとに一、二枚入れることにしたが種々の事情で項目により一定していない所が生じた。図版はできるだけ新しい資料と心がけたが、複製によったものもある。これらについては書陵部の橋本不美男氏その他から種々協力をいただいたことを御礼申上げたい。

昭和四十四年一月

編者

古代・中世篇 目次

古代前期篇

古代前期文學と女流

額田王

大伴坂上郎女

笠女郎と茅上娘子

東歌の女歌人

古代後期篇

古代後期の女性と文學

平安初期の女流漢詩人

小野小町と伊勢

○道綱母

清少納言

紫式部

和泉式部

久松 潜 一

青木 生子 三

久米 常民 三

中西 進 四

大久保 正 四

阿部 俊子 三

大曾根 章介 二四

長澤 美津 二四

上村 悦子 一五

關 みさを 一五

秋 山 虔 三三

青 本 生子 三八

孝標女

池田利夫 二〇

成尋阿闍梨の母

橋本不美男 二六

中世篇

中世文學と女流

久松潜一 三九

建禮門院右京大夫

糸賀きみ江 三八

式子内親王

久保田淳 三三

俊成卿女

森本元子 三〇

阿佛尼

福田秀一 二六

辨内侍・中務内侍

木藤才藏 四二

「とほすがたり」の作者

木藤才藏 四九

永福門院と玉葉・風雅の女歌人

伊原昭 四七

新葉集の女流歌人

井上宗雄 四三

室町期の女流作家

井上宗雄 四三

索引

古代前期文学と女流

久松 潜 一

一

古代前期における女流文学について概説したい。ここでのいう古代前期というのは、古代を大和時代から平安時代までを含めている場合に大和時代をさすのが一般に行なわれているのでそのような範囲を表わすことにする。ただ女流というのは文学に扱れている女性という意味も考えられるが、ここにいう女流というのは女流の作家の意である。したがって古代前期における女流の歌人や作家を扱うことになる。ただ古代前期の文学は伝誦文学と記載文学とがあるが、伝誦文学の作家は個人よりは民衆の場合が多く、したがって作者未詳といつてよい。したがって伝誦文学では女流の作家をあげることができない。しかし歌謡や民謡の中には女性によつて謡われた歌もしくは女性の生活や心情をうたつた歌を見わけることはできるが女流作家としてあげられるものはほとんどない。したがって古代前期の文学の中で古事記、日本書紀、風土記などから女流作家をあげることとはほとんどできない。ただ記

紀、風土記などの歌謡の中から磐姫皇后や輕郎女の歌などをとりあげることができる程度であるが、それさえもそういう歌の作者がはたしてそのままに信じられるかどうかは問題があり、歌謡の中から女性のよんだ歌かどうかを定めることも簡単ではない。

輕郎女が輕太子と贈答した御歌などになると、輕郎女が詠んだ歌として女性の作とすることができ、それも確定はできない、古事記と日本書紀とで相違があり、古事記では輕太子の御歌に対して郎女の歌われたのは、

夏草のあひねの濱の蠣貝に

足踏ますな明かして通れ

の御歌と、

君が行きけ長くなりぬ山たづの

迎へを行かむ待つには待たじ

の御歌との二首である。これに対して日本書紀では衣通郎姫の御歌としては、

とこしへに君も逢へやもいさな鳥

海の濱藻の寄る時々を

等の御歌があるが、允恭天皇に上った歌である。輕太子との御歌は存しない。そうして古事記では輕太子が流されているが、日本書紀では輕郎女が流されている。

また古事記の「君が行きけ長くなりぬ」は萬葉集では仁徳天皇の磐姫皇后の御歌になつてゐる、輕

郎女は女歌人としてどれだけの御歌があるかはつきりと定められないのである。

また日本書紀の欽明天皇の二十三年に新羅で調の吉士伊企儼いきながとらえられたとき、妻の大葉子もとらえられた。伊企儼が新羅の閼將に日本のほうに向かつて「日本の將、わが尻をくらへ」と言わせようとしたとき、「新羅の王我尻をくらへ」と叫んで殺された。大葉子も悲んで、

韓國からくにの城きの上に立ちて大葉子は

領巾ひれ振らすも日本へむきて

とうたつたという。これらが大葉子の自詠であるならばそういうときに発露した歌としてすぐれた歌であり、大葉子も女歌人としてあげられるべきかもしれない。しかし、これらの歌を輕郎女や大葉子がはたしてよんだかどうかは定められない。それで、古代前期の女流作家もしくは歌人といえ、萬葉集の女歌人が中心になつてくる。ここではこれら萬葉女歌人の概観をするのであるが、それに先だつてこの時代について述べておきたい。

二

上代は氏族制度から律令制に遷つた時代といわれる。物部氏や蘇我氏のような氏族が権力を握つていたのに対して、中大兄皇子が藤原鎌足とはかつて蘇我氏を亡ぼしたことによつて氏族の勢力を握つた時代は過ぎ去り、律令が制定されてそれを基本にして国政が行なわれる。大化の改新はこれからはじまる。班田收授などもそれである。奈良時代はだいたいにおいて律令制が行なわれた。令は令義解や

、久松潜一「令制度
と萬葉集」(『國文
学』昭和四十一年)

令集解によつてほゞその全容が知られる。もつとも令義解や令集解によつて知られる令は大寶令であるか養老令であるかについては種々論ぜられているが、だいたいは養老令であることがいわれている。ただ近江令、浮御原令といい、大寶令、養老令といい、どのように相違しているかは定かでない点が多い。ともあれ、令が行なわれて官位が定められるので、それらの官につく男性はこれの影響を受けることが多い。それについてかつて「令制度と萬葉集」という文で考察したことがあるが、女性はその官につくのはきわめて少ないので、それほど影響するところは多くない。それでも令の後宮職員令や儀制令を見ると女性に関する官職が見える。後宮職員令では「妃二員 右 四品以上、夫人三員 右 三位以上、嬪四員 右 五位以上」とある。内侍司には尚侍二人、典侍四人、掌侍四人、女孺一百人とある。皇后のことは見えていないが、儀制令に「凡皇后皇太子以下率土之内、於天皇太上天皇、上表、同稱臣妾名、皇后皇太子於太皇太后皇太后率土之内、於三后皇太子上啓、稱殿下、自稱皆臣妾」とある。これによると皇后、皇太子とは天皇や太上天皇に対しては同等の位置にあつたと見られる。萬葉集には皇族の女性も多く歌をよまれているので、これらの官職の名をもつてよばれている女性も多くある。巻一を見ても、「中皇命、使間人連老獻歌」「天皇太后幸于伊豫湯宮」「額田王」「十市皇女參赴於伊勢神宮時」「阿閉皇女御作歌」「清江娘子進長皇子」「御名部皇女奉和御歌」など見えて局る。巻二にも、磐姫皇后、輕太郎女、(衣通王)、八田皇女、鏡王女、采女安見兒、石川郎女(石川女郎)、巨勢郎女、藤原夫人、大伯皇女、但馬皇女、舍人娘子、紀皇女、園臣生羽之女、宮侍石川女郎、妻依羅娘子、太后、婦人、石川婦人、大來皇女、泊瀬部皇女、明日香皇女、檜隈女王、人

磨妻、吉備津采女、嬢子の名が見える。これらの女性の官職名をあげると次のようになる。

皇后、太后、中皇命、夫人、婦人、

皇女、王、王女、女王、采女、宮侍

太郎女、郎女（女郎）、娘子、

嬢子、女、婦人、妻

このほか巻三以下には志斐姫、小辨、柘枝仙嬢、坂上家之大嬢、坂上家之二嬢、尼理願、石川命婦などの名称が見える。

これらのうち、皇后、太后、夫人は後宮職員令や儀令に見え、尼も僧尼令に見えている。采女、命婦は女孺の中にはいるのである。義解にも、「采女も女孺に同じ。たゞ御膳に奉仕

降矣雖流涕而致迷天下不幸
此變世所不面取於赤城時運國無恙乃通
也或謂之兵則取之而欲速以復
燕齊之士疏而於城之間修教傷之殘亦
四國之人是觀暴易亂貪以成和鄰國生重
猶射布此大隨稱兵之義而喪濟時之仁
對齊之高庭廣善之風挽害通之慶景
王德之隆雖三戰於可拔廟主之事遊其
遠矣然則燕雖無齊其世主何殊我其
與鄰國何以相傾樂生負不知故之城之迷
了我頑城故而棄難豈不知不達殺變
頑棄建康變同由是言之樂不層二其
六未可量也



光明皇后御筆「樂毅論」。

二、萬葉集講座に中皇命の御歌の評釈を行った際に萬葉集の歌の題詞に中皇命御間人老に献ぜしめたとあり、その点だけでも中皇命は間人皇后とする方が適當であると書いた

皇が崩御または御讓位により、次の天皇が即位されるまでの中つぎの天皇という解釈が有力であるが、太上天皇、太上天皇、天皇と三代にわたつて御生存の場合の第二の太上天皇をさすと見る説、第二皇子、皇女とする説もある。萬葉集に見える中皇命は齋明天皇とする説、間人皇女とする説がある。私は間人皇女とする説を述べたことがある。皇女は天皇の御

子をさし、王女（女王）は皇子、皇女の御子をさすことはいふまでもなく、萬葉集には皇女、王女の御歌が多く存するのである。初期萬葉のころに穗積皇子と但馬皇女との相聞歌をはじめ皇子と皇女との恋愛が多くうたわれている。異母兄妹の場合もある。額田王や鏡王女の場合は王女もしくは女王である。額田王の場合は女性でも王といったことがあるのを示している。これを王女の誤りとする説もあるが、額田王の場合は王女もしくは女王とある場合は一つもないから、意識して王と書いたのである。采女や命婦は低い職であつたにしても宮廷における職をもつた女性として注意される。明日香宮から藤原宮に遷つたときに、志貴皇子のよまれた御歌に

采女の袖吹きかへす明日香風

都を遠みいたづらに吹く（五一）

とあるのは采女が袖を吹きかへして都を歩いていたことが想像されるのである。そうしてそのような宮仕する女性を「處女が友はともしきろかも」（五三）と称えている点に、古代後期と同じくそういう女性を果報者としてうらやんだことが知られる。

また萬葉集の女性を呼ぶに姫、郎女（女郎）嬢子、娘子とある。姫は年老いた者をさすのはいうまでもないが、郎女は結婚してからの女性をさすことが多い。坂上郎女にしても石川郎女にしてもそうである。老女、妻、家婦（四一六九）などの呼称も見えるが、郎女、娘子などとは異なつた範囲の呼称であらう。

このような女性はいずれも結婚しているのであらうが、結婚については令にも種々定められている。

たとえば、

凡男年十五、女十三以上聽婚嫁

とあるまた、

凡結婚已定、無故三月不成及逃亡一月不還、若没落外蕃一年不返、及犯徒罪一以、女家欲離者聽之
とあり

雖已成其夫没落外蕃、有子五年、無子三年不返、及逃亡有子三年、無子二年不出者並聽改嫁

とあるのは、男性のほうが家に来なかつたり、罪を犯したりするような場合に、結婚を解消することを許されるというのである。

「凡先姦後娶爲妻妾、雖會赦猶離之也」とあるのは、礼をもつて交わらないのを姦というのであるから、恋愛などは認められないことになる。また妻を棄てる七の原因があげてあるが、一に子のない場合があり、二に姦洩、三に舅姑に仕えない場合、四に口舌、五に盜竊、六に妬忌、七に惡疾がある。これらがどこまで実行されたかはわからないが、妻にとつてはきびしい、また理不盡な定めも少なくない。その他、戸令は家族法ともいべきもので、種々の定めがあげてある。この時代の女性はそういう制約の中に生き、結婚したのであり、それに矛盾するところに反発も生ずる。萬葉の女性の歌を見てもそれを感じられるのである。

三

萬葉時代における女性の位置などについて述べたが、萬葉集には多くの女歌人が存する。そうしてそれらの女歌人は柿本人麻呂や山部赤人、山上憶良、大伴旅人、大伴家持らのように、その時代を代表する歌人とまでは至らないにしても、抒情詩としての萬葉を高らしめる作品をよんでいる。

第一期における額田王、大伯皇女、第二期における依羅皇子、第三期における坂上郎女、第四期における笠女郎、茅上娘子などはそれらであり、その他、名もない女性ですぐれた歌をよんだものも相当にある。これらの女歌人のおもなものについては各説でとかれるので、ここには各期の女歌人の特色を記しておきたい。

第一期は初期萬葉と言われる時代であるが、宮廷の皇子、皇女らの相聞歌が多いのは、このような歌人の歌が多く書きとめられていたためであろう。それは記紀の歌謡の場合と同様である。この期の女歌人としては額田王が第一にあげられるが、その他天武天皇の皇子と皇女で異母兄妹である穗積皇子と但馬皇女の相聞歌も同様である。

それは記紀歌謡における輕太子と輕郎女の相聞歌と共通するものがある。記紀歌謡ことに仁德天皇以降の歌謡と初期萬葉の歌とは同じ抒情の流れとして見るができるのである。また天智天皇の崩御を悲しんでよまれた倭太后の御歌もすぐれている。

第二期は藤原宮時代で柿本人麻呂の最も活躍した時代であるが、持統天皇の

春過ぎて夏來るらし白妙の

衣ほしたり天の香具山（八二）

の御歌は女流の作であり、その点では持統天皇はこの時代の女歌人の象徴でもあられる。ただこの御歌のほかにはあまり作品は見られない。柿本人麻呂の妻の依羅娘子は石見で知った女性とも見られるし、妻に別れるときの人麻呂の歌は依羅娘子に対して詠まれたかもしれない、そうして依羅娘子は人麻呂の鴨山で世を去つたときによんだ少数の歌によつてそのすぐれた詩想を見ることが出来る。人麻呂の

鴨山の磐根しまける吾をかも

知らにと妹が待ちつゝあるらむ（二三）

の歌のつぎにある

今日今日と吾が待つ君は石川の

貝に交りて有りと言はずやも（二四）

直^{ただ}にあはゞ逢ひかつましじ石川に

雲立渡れ見つゝ偲ばむ（二五）

の二首によつてそれを知ることができる。このほかにも人麻呂歌集の中には人麻呂と贈答した女性の歌があると推定される。このほか大津皇子の姉宮の大伯皇女もこの時期のすぐれた女歌人である。

第三期の女歌人としては坂上郎女によつて代表される。旅人の妹であり大伴家に関係の深いところ

から萬葉集の女歌人の中では歌数も最も多く存するが、歌の題材からいっても坂上郎女には抒情の歌だけでなく、叙景的な歌もあり思想をうたつた歌もある。また長歌をもうたつていたのであつて、歌の力量からいつてもすぐれていたと見られる。この時期では坂上郎女についてあげられる女歌人は見当たらない。

第四期は女歌人の歌も多い。家持の周囲の女歌人だけでも笠郎女、紀郎女はじめ多く、その中にすぐれた女歌人もある。ことに笠郎女はその中でもすぐれている。それについては紀女郎があげられる。家持のほうから贈つた歌が多いが、紀女郎の応えた歌もあり、技巧にすぐれた女歌人であつた。そのほかに河内百枝娘子や廣河女王はじめ女歌人は多くあるが、笠郎女に及ぶ女歌人はない。笠郎女とならんであげるべき女歌人として中臣宅守と悲恋の歌をよみかわした茅上娘子をあげるべきであろう。ただこの場合は中臣宅守が罪を得て地方にゆくという境涯においての歌であるから、そこに独自の歌がよまれたのであるが、それにしても茅上娘子は女歌人としての資質もあつたと見られる。それで、この期の女歌人としては笠郎女と茅上娘子とによつて代表させるのが適當であろう。

このように各時代によつて女歌人をあげられるとともに、作者の詳かでない中に多くの女性の歌がある。東歌に見える女性の歌もそれであるが。そのほかにも天平五年遣唐使の船が難波を出発するとき、それに従つてゆく子に贈つた母の歌などすぐれた長歌であつて、その母の愛情がよくあらわれている。その反歌の

旅人のやどりせむ野に霜降らば